

高座清掃施設組合議会会議録

令和3年第3回臨時会

令和3年12月23日

議 事 日 程

令和3年12月23日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）
5	議案第8号	高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例について
6	議案第9号	指定管理者の指定について （高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）
7	議案第10号	訴えの提起について
8	議案第11号	令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

高座清掃施設組合議会第3回臨時会会議録

令和3年12月23日（木）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第3回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 14名

吉田義人君	高波貴志君
齊藤慶吾君	沖本浩二君
内山恵子君	久保田英賢君
武藤俊宏君	倉橋正美君
上田博之君	藤澤菊枝君
橘川佳彦君	佐々木弘君
星野久美子君	市川洋一君

2 欠席議員 1名

竹田陽介君

3 付議事件

日程4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）

日程5 議案第8号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第9号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）

日程7 議案第10号 訴えの提起について

日程8 議案第11号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

4 説明のため出席した者 12名

組 合 長	内 野 優	総 務 課 長	菊 地 康 之
副 組 合 長	古 塩 政 由	施 設 課 長	平 本 和 彦
副 組 合 長	佐 藤 弥 斗	総 務 課 主 幹	石 井 一 義
会 計 管 理 者	大 島 み どり	総 務 課 主 幹	鈴 木 茂
事 務 局 長	木 村 洋	総 務 課 主 幹	鴨 志 田 克 巳
次 長	松 本 友 樹	施 設 課 主 幹	西 田 幸 雄

5 出席した事務局職員 2名

総 務 課 主 査 渡 部 陽 子 総 務 課 主 任 主 事 山 田 健 太

6 傍聴者 10名

7 会議の状況

(午後2時15分 開会)

◎議長（吉田義人君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和3年第3回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 第3回臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末の公私ともにお忙しい中、本臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は新規感染者の減少が続いておりますけれども、そういった中、イベントや飲食店の利用人数など行動制限の緩和策が示され、日常生活が戻りつつあります。当組合でも、基本的な感染対策を実施した上で、環境プラザや温水プール等で基本的に制限の解除をしております。しかしながら、オミクロン株が、大阪で市中感染が発生したり、いろんな関係がございますけれども、あるいは来年に向けて、各市はワクチンの3回目の接種に向けて準備を進めておりま

す。そういった中で、私ども施設の管理者としては、安心して利用できるように、感染予防の徹底を図りながら施設運営を進めてまいりたいと考えております。

本日のご提案させていただく案件は、報告1件、議案4件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（吉田義人君） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、沖本浩二議員、市川洋一議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番久保田英賢議員、12番倉橋正美議員、13番藤澤菊枝議員、14番佐々木弘議員、15番市川洋一議員、以上でございます。

それでは、組合長より本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます諸議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座

清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について)でございます。これは、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和3年11月15日付をもって専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。提案理由として、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の職員及び任期付職員の期末手当の額を引き下げ及び地域手当の特例期間を短縮したいためでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第8号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、直近の廃棄物搬入状況に応じた割合で分担金額を算定することといたしたためでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第9号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）でございます。これは、令和4年3月31日の指定期間満了に伴い、高座施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センターの指定管理者を指定したいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第10号 訴えの提起についてでございます。これは、福井県敦賀市との訴訟において、議会の議決を得た上、控訴を提起いたしたためでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第8 議案第11号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、主なものとして、人事院勧告等に伴う人件費の減及び工事請負費の増を行いたいものでございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,654万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ34億4,671万8,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費を設定するものでございます。第3条で債務負担行為を追加するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（吉田義人君） 組合長の説明が終わりました。

それでは、日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長から申し上げたとおりでございます。

令和3年度人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告を踏まえ、経済情勢の変化により民間との給与均衡を図るため、職員の期末手当を引き下げたものでございます。また、地域手当支給率を12%から1%引き下げ、11%としてきた特例措置適用期間について、本年4月1日から令和4年3月31日までとしていた期間を、期末手当引下げを踏まえ、本年11月30日までに短縮したものでございます。令和3年度人事院勧告等では、期末手当の民間支給月数が4.30月に対しまして、公務員の支給月数が4.45月と0.15月高いとされていることから、期末手当支給月数を0.15月引き下げることが勧告されたものでございます。なお、月例給につきましては民間との格差が小さいため、改定は行わないものとされているものでございます。

2ページは専決処分書でございます。今回の条例改正でございますが、12月1日を基準日とする期末手当に減額を反映させたいことから、11月中に議会開催について構成三市とスケジュール調整を行いましたが、これが整わなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、11月15日に組合長による専決処分を行ったものでございます。

3ページが高座清掃施設組合一般職職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条、第2条が一般職職員の給与に関する条例の一部改正となります。

第1条の改正では、既に6月1日の基準日に期末手当が支給されていることか

ら、期末手当について定めている第21条第2項の支給月数を6月支給分を含めて0.15月引き下げ、1.125月に改めたものでございます。

また、続く第21条第3項の改正は、再任用職員の期末手当について、第2項の支給月数を引用していることから、第2項の改正に合わせて改めたものでございます。

なお、再任用職員の期末手当の引下げは0.1月となり、会計年度任用職員につきましては本条例を準用していることから、一般職の職員と同様に期末手当の引下げは0.15月となったものでございます。

また、附則第16項の改正でございます。地域手当支給率の1%削減期限を令和3年11月30日までに短縮したものでございます。

次に、第3条及び第4条は、任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

第3条の改正では、現在のところ当組合では任用してございませんが、特定任期付職員の期末手当を定めた支給月数を同様に0.1月引き下げまして、1.575月に改めたものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日につきましては、第1条と第3条につきましては公布の日から、第2条及び第4条につきましては令和4年4月1日とするものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、質疑なしということですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人君) 発言がありませんので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を報告のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(吉田義人君) 挙手多数です。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について)は承認することに決しました。

次に、日程第5 議案第8号 高座清掃施設の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(木村 洋君) それでは、議案第8号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただけますでしょうか。提案理由につきまして、先ほど組合長から申し上げたとおりでございます。

6ページが高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、第3条第2項に定める搬入量について、「前々年度の年度内搬入量」となっておりますのを「前々年の10月から前年9月までの12箇月間の搬入量」に改めたいというものでございます。これによりまして、分担金の算定に当たりましては、より直近の搬入量のデータをもって計算することとしたいというものでございます。

また、附則の第1項に「(施行期日)」の見出しを付しまして、第2項として、令和4年度からの開始に係る特例措置といたしまして、改正後の第3条第2項の適用について、令和4年度に限って「前々年の4月から前年9月までの18箇月間」といたしたいものでございます。

なお、施行期日につきましては令和4年4月1日としたいものでございます。以上、大変雑駁でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。以上です。

◎議長(吉田義人君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑のある方はどうぞ。市川議員。

◎（市川洋一君） 幾つか質問させていただきたいと思います。たしか1年前に同じような経費の分賦及び徴収に関するという内容があったと思います。それに対して今回、計量時期を直近にするというふうな条例改正だと思えますけれども、今ひとつの事業系手数料の取扱いについての条例というのは、どのような経緯で今現在ないのかどうかを前提としてお尋ねします。

あと2点目は、今、三市の構成市が可燃ごみの低減というふうなことで一生懸命取り組んでいただいていると思えますけれども、今11月までの実績が上がってきていますが、計画値と比べてもまだ達成できていない。それは11月末までなのでできていないというふうに思えますけれども、この三市の低減状況というんですか、活動状況をお知らせさせていただきたいのが2点目でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の関係でございますが、はい、昨年度から大きくは2点、今回の期間の関係と、あと事業系手数料の関係の仕組みについても議案で上程させていただいたかと思えます。それを受けまして、今年度、三市と高座と4者で協議を重ねてまいりましたけれども、まず、分担金の算定に当たる搬入量の期間については合意を見たところで、手数料について分担金を計算するに当たって、今、事業系手数料を後から差し引くというような仕組みでございますが、その仕組みの形、また、手数料自体もどう考えるのかということは、もう少し4者で議論を深めないとなかなか結論が出ない、よく考えるべき問題だということがございましたので、去年と比べまして、この事業系手数料の部分を除いた形で今回上程させていただいたところでございます。

また、2点目ですけれども、はい、三市いろいろ政策等で方策を取っていただいております。ちょうどこの間の地元の説明会でも、いろいろご報告を頂戴したところでございます。確かに計画量、また、各市で今年度定められた目標には達していない部分は正直ございますけれども、やはり各市、特に座間市なども、今、剪定枝を別に分けて収集していらっしゃるとか、あと綾瀬市さんについても、市民に対するアプローチの仕方をいろいろ変えてやっていらっしゃるという

取組で、特に事業系なども少し効果が出てきているというふうなお話もございました。海老名市さんにつきましても、有料化を2年前にやられて、それだけではなく、維持していく部分についても今も方策をやっていらっしゃる。生ごみ処理機の助成ですとか、それも補正を重ねてPRをされているといったこと。そういった方策をされて努力を重ねていくという形で地元の皆さんの前でも明言いただきましたので、我々高座といたしましても一丸となって取り組んでいきたいと考えてございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 市川議員。

◎（市川洋一君） 分かりました。手数料条例は、ぜひ三市が合意できるような調整を今後続けていっていただきたいなというのをお願いしておきます。それとあと、各構成市が鋭意取り組んでいるのは分かるんですが、やはり計画値というものがございますので、それに少しでも近づくような活動をぜひ活発にお願いしたいということをお願いして、私の質問を終わります。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（吉田義人君） 挙手全員であります。よって、議案第8号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例については原案

のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第9号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） それでは、議案第9号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）についてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをご覧くださいませでしょうか。提案理由につきましては先ほど組合長から申し上げたとおりでございます。

高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センターにつきましては、公の施設といたしまして平成18年4月から指定管理者による管理を行ってきてございます。今般、令和4年3月31日をもちまして3期目の指定管理期間が満了となることとなります。このため、令和4年度以降も引き続き指定管理者制度を継続したいというものでございます。

次期指定管理の選定につきましては、本年10月に公募を行った結果、2団体から応募がございました。この選定に際しましては、税理士、社会保険労務士の外部委員のお二人、構成三市の所管部長と私どもを含めます7名で選定委員会を組織いたしました。応募団体から提出されました事業計画書や収支予算書等書類によりまず一次審査、そしてプレゼンテーション、ヒアリングによりまず二次審査を行いまして、検討の結果、指定管理者の候補者を決定いたしましたところでございます。

選定の結果でございますが、Fun Space・オーチャー運営企業体、こちらの事業者を屋内温水プールと本郷老人福祉センターの次期指定管理者の候補として指定いたしたいものでございます。

内容でございます。議案書8ページをご覧くださいませでしょうか。まず、今回の物件の名称と位置でございますが、こちらは屋内温水プールと本郷老人福祉センター。位置につきましては、プールのほうが海老名市本郷20番地の1、老人福祉センターが本郷295番地の5となります。

指定管理者の団体の名称ですが、繰り返しになりますが、Fun Space・オーチャー運営企業体。代表者はFun Space株式会社代表取締役社長、鈴木茂。構成員

といたしましては株式会社オーチャー代表取締役、椎原正尚でございます。構成の団体の住所でございます。代表会社のFun Space株式会社は東京都新宿区西新宿三丁目2番26号。構成員の株式会社オーチャーは神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番20号でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までといたしたいものでございます。以上、大変雑駁でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。上田議員。

◎（上田博之君） 高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず1点目ですけれども、今回の指定管理者の募集に関しては、2者が応募してくださったという報告がありました。そして審査の結果、これまでと同じFun Space・オーチャー運営企業体を選定されたということです。こちらは7人の審査員が各100点満点で採点して、529点だったということでございます。もう1者の南信・ワコー共同事業体は456点ということで聞いております。529点と456点、この点差は何によって生まれたものなのか、確認をまずさせていただきたいと思ひます。

2点目は、指定管理者候補者の選定結果報告書を見ると、Fun Space・オーチャー運営企業体についてこう書かれています。提案内容は現行の指定管理者の経験を生かした視点での自主事業等でサービスの向上、利用促進、地元とのつながりを掲げた数多くの企画を立案している。特に送迎シャトルバスの運行は、当組合のニーズに合った提案で高い評価であると記されています。そこで確認をいたしますが、どのような数多くの企画が提案されているのか教えていただきたいと思います。さらに、その中にはシャトルバスの運行があるということだと思ひますけれども、このシャトルバスのイメージと実施時期などの予定があれば教えていただきたいと思います。

3点目は南信・ワコー共同事業体についての記述で、オーチャーと同じように、自主事業等で利用促進、地元とのつながりを掲げた企画を立案していたと評

働しながら、しかしながら、高座清掃施設組合の行政区域である構成三市及び当組合が立地する地元の定義について見解に相違が見られる提案もあったとされています。これはどういう意味なのか教えていただきたいと思います。組合が事前にしっかりと高座の成り立ちや配慮すべきことなどを伝えていれば、こういうことにはならなかったのではないかと思うわけです。事前の意思疎通はどのようになされたのか。この見解に相違が見られる提案もあったというこの評価の意味とともに確認をさせてください。

4点目です。今回の指定管理者を募集する際の仕様書についてですが、仕様書1ページの2、施設の概要という項目の一番最後に米印で、今後、海老名市の公共施設駐車場有料化に伴い、施設利用者の駐車場が有料化される場合もありますとありますが、これはどういう意味なのでしょうか、お尋ねします。

5点目は、指定管理者の運営をチェックする体制についてです。今回の審査でも社会保険労務士の方が審査員になっていることは評価いたしますが、9月議会で社会保険労務士が指定管理者の労働条件審査を現場のヒアリングを含めて実施していることを確認したわけですけれども、そのときのご答弁では、5年間の指定管理期間中に1回だけチェックを行うというご答弁でした。しかし、5年の指定期間中に1回というのでは効果は非常に不安です。この件に関して、その後の展開があれば教えていただきたいと思います。以上5点、よろしく願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） ありがとうございます。では、順を追って答えさせていただきます。

まず1点目、2者の違いというところですが、議員のお話の中にございましたが、まず入札を取ったほうのオーチャーさんにつきましては、やはり実績があるということはもう否めない部分だと思います。それによりまして、その実績を踏まえて今度はそれを応用して、特に地域を巻き込んで、直接関係ありませんが公園なども新しくできている部分があると。こういったものも活用して、地域と一体となって面として展開をしていきたいというような提案がございました。そちらがまず1つ大きかったかと。それに比べてワコーさんといたしましては、事前にプールなどを見学、現地の視察などもやっていらっしゃいましたが、

基本적으로ご自分がよそでやっていらっしゃる部分も参考にしてつくられてきているということはおっしゃってありました。この辺で実態の把握というのが、比べてしまうとFun Space・オーチャーのほうが利があったのかなというふうに捉えてございます。

続きまして、そのFun Space・オーチャーのほかの提案でございます。送迎バスの運行はもとより、あと利用定期券の導入も実施するというを提案されました。あとはキャッシュレス決済なども導入したいということで、検討したいというふうなご提案がございました。

3点目、ワコーさんの中の地元の定義という部分ですが、仕様書の中には当然、構成三市で運営している高座清掃施設組合の施設ですよということは明記してございます。その中で、ワコーさんの申出の中ではその三市以外のもう少し広げた、いわゆる周辺市町をターゲットに考えているというようなご提案なりがございました。私どもとしては、当然ご利用いただくのは結構だと思いますが、基本的には構成三市の施設であるということで、そこを重点に考えていただきたいということは思ったところでございます。

そして4点目、駐車場の有料化でございます。こちらは団体さんからの直接のご提案ということではございませんが、私どものほうで使用する中で、海老名市さんの状況も拝見してございましたので、有料化の施策で施設の駐車場の有料化という方向性が出ていらっしゃるところもありましたが、私どもも海老名に所在というところがございますので、こういった状況であるよということで仕様書に掲げさせていただいて、お考えを頂戴したところでございます。

あと最後の社会保険労務士さんの関係です。これは仕様の中で、5年間の管理期間で2回という形で労働条件調査をやっていただきたいという形でお示しをいたしました。まず実際には、2年目に一旦チェックをさせていただいて、そして4年目に改善点などがありましたところをきっちり確認させていただきますという形でお話をしているところでございます。

すみません、シャトルバスの関係ですが、一応何曜日は何地区、座間市のほうですとか、曜日を決めてちょっと動かしたいというご提案の内容でした。時期については協議をさせてくれというところで、ちょっとはっきりそこまでは、たしか触れていなかったかという状況でございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 上田議員。

◎（上田博之君） ありがとうございます。ちょっと今のご答弁の中で確認をしたいことは、まずシャトルバスについては、まだ具体的な提案ではないということとは分かりますので、今後進めていくということで、組合のほうもこれを希望しているということが分かる文言でしたので、そういう方向で進めるということは理解いたしました。

それから、その他の提案もされたということは分かるわけですが、まず、Fun Space・オーチュール運営企業体は700点中529点ということですから、171点減点されていることになります。どういった点で減点されたのかというところを見ていけば、今後、高座としてどういう改善が必要かというところが浮かび上がってくると思うのですけれども、今回のこの指定管理の指定を進める中で、今後の改善点についてどのような点が浮かびあがってきたのか、教えていただきたいと思うものです。

それで、先ほどの2点目、3点目に関わってですけれども、このFun Space・オーチュール運営企業体からは、構成三市と56の団体から関心表明書の提出があり、地元との信頼関係の構築が確認されたとありますけれども、この関心表明書というのは何なのか、ご説明をしていただきたいと思います。

4点目にお聞きした駐車場有料化に関しては、海老名市での公共施設の駐車場の現状があるよということをお伝えしただけというような雰囲気でご答弁がされたわけですが、高座清掃施設組合として、この駐車場の有料化についてどうしているかを考えて、将来それを行うことを想定した上でこういう記述を入れたのではないかと思うわけですが、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

それから、この有料化に関しては、審査の評価で、Fun Space・オーチュール運営企業体が近隣等の動向を踏まえた駐車場の有料化にも言及しているとして、審査で高い得点を得る要素であったとうかがえる記述がされています。Fun Space・オーチュール運営企業体が駐車場の有料化に言及していることが審査で有利に働いたという理解でいいのか、確認をさせていただきたいと思います。

最後の社会保険労務士による労働条件審査ですが、前回1回というご答弁だったのが2回ということで、一歩前進したことが分かりました。私がこの

間、全国社会保険労務士会に問合せしたところ、ほとんどのところは年に1回は審査を行っているという回答がありました。ぜひ毎年行う方向にさらに進んでいただきたいと思います。これはひとまず要望としておきますので、よろしく願いいたします。以上2回目の質疑、よろしく願いします。

◎議長（吉田義人君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 駐車場の関係については、私のほうからお答えいたします。今後、高座清掃施設組合の駐車場を有料にするかしないかという問題でございますけれども、いわゆる実態調査をしてみれば分かるとおおり、もうナンバーの目視で分かります。皆さん帰りがけに駐車場をずうっと見てください。並んでいる車の半分が湘南ナンバーでございます。私どもの施設は三市の構成で成り立って、三市の税金で賄っている。そういった面で行くと、半分ぐらいの駐車場がほとんど使われている。

数年前に車上荒らしがありました。100万円と75万円が盗まれた被害者は藤沢の亀井野の人でありました。藤沢の直近の宮原とか御所見からいらっしゃれば、まだ高座清掃施設組合に対して影響がある地域だと思います。しかし、亀井野というのはもう遠いわけです。何で海老名まで来るのと思うわけです。そうしますと、1つだけ言えることは、藤沢には流れるプールがありません。いわゆる健康のために、高座清掃施設組合のプールが最適だという形です。そういった面を考えると、いわゆる負担の公平性というものを考えた段階で、私どもは、三市の市民の皆さんに負担をかけるよりも、いわゆる市外から来る方が多くいらっしゃる実態の中で、その用途を適正に考えなきゃいけない時期だろうというふうに思います。

即有料化をするわけではありません。今後、公園についても、地元の多くの皆さんが来て子供たちも遊んでいる状況を見ています。しかしながら、車の駐車スペースが少ない中で、相当周辺に迷惑をかけています。今これから公園の拡大もあるでしょう。その中でも駐車場スペースを確保しております。いわゆる地権者の協力を得て、買収をした上で駐車場をつくるわけでありますから。土のままの駐車場であってははいけません。そういった面ではしっかりと整備をしていくという段階であります。今後は、公園の進捗度、それから、これからのプールの利用者の実態調査を踏まえて、最終的な結論を出していきたいというふうに思ってい

ます。

いつからということとは言えません。しかしながら、もうそういったことが必要になってくる時代であります。そういったことを考えなければ、いわゆる維持管理費というのが莫大にかかっているわけでありますから。それがいわゆる藤沢市の宮原の方とか、本当に迷惑をかけているところだったらいいんです、はっきり申し上げて。全く明らかに遠くから来ている。その中で全てが平等だというのは私はおかしいと思っていますので、そういった部分、よろしくご理解をいただきたいと。以上です。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） 他の2点につきましては私のほうからご答弁させていただきます。

改善点の部分でございます。評価、審査に当たりましては、正直あまり具体的な審査項目にはなってございません。例えば経費削減について項目が示されているとか、主体的な適切な取組を行う提案があるかといった、具体の、ある何々の項目というのはございませんでした。また、委員さんが7名いらっしゃる中で採点のばらつきというのもあります。皆さんがこぞってかなり低い点をつけているというのも特段見受けられてございません。なので、今後もそうですが、月に1回、必ず指定管理者とはミーティングを行ってございます。今回もここでご決定を頂戴すれば、まず基本協定を結び、まず単年度の協定を結びます。この中で当然、広く議論して協議をする中で見えてきた具体的な改善点につきましては、こちら当然要求をしていきたいと考えてございます。

そして、関心表明書とは何ぞやということですが、今回の提案に際しまして、オーチャーさんのほうは、施設を利用されている56団体の方から、今、Fun Space・オーチャーで運営をこんなことでやってございます、今までの運営方針についてご賛同賜れますでしょうかと、関心を持っていただけますかということをお問合せというか、お聞きをして、それにそうだよというふうに署名というか、意思を表明されたという書類を56団体からいただいたということとなっております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 上田議員。

◎（上田博之君） このオーチャーとワコーのことを考えたときに、そして今回

の指定管理者の指定に関する審査の経過、そして最後の評価を見て改めて思うことは、事業の継続性ということが本当に大きなポイントなんだろうなということなんですね。であれば、ワコーのほうが完全に最初から不利なわけですね。

それでもう一つ、今後の指定管理者を指定していく中で大きな根本的な問題だと思うことは、指定管理者として一生懸命よりよい改善を施行したとしても、次に指定管理者に選ばれる保証はないわけで、選ばれなければそうしたいろいろな改善の施行も実現できないわけですよ。ですから、長期の展望を持った事業展開はできないということが、根本的な問題としてこの指定管理者制度にはあるんだなということ、今回の審議を通じて私は強く感じました。そういった点で、この指定管理者制度というものの在り方というのはいろいろ疑義があるということもつけ加えておきたいと思います。

それから、駐車場の有料化については、基本的に私たちは賛成できない立場なわけですがけれども、今の組合長のご説明に湘南ナンバーの方が多いということがありましたけれども、このプールがもう満杯で使い切れない状態であればいろいろなことがあるかもしれませんが、使っていただいて、利用料をしっかりと払っていただければ、それにこしたことはないのではないかとということと、それから、もし構成三市の市民を優遇する、その方たちにこそ優先的に使っていただきたいということで優先するのであれば、構成三市の方とそれ以外の市民との利用料で差別をする、利用料に差をつけるということであれば理解をするわけですがけれども、駐車場の有料化にそれがつながるといことが私は理解できないということでもあります。

今日はこの駐車場の問題が議題ではありませんので、これ以上は言いませんけれども、ただ、1つだけ言っておくと、繁華街の近くなどの施設で、施設の利用者以外の方が頻繁に使うことによって施設の利用者が駐車場が利用できないというような弊害が現れたときには、有料化ということも一つの選択肢としてあるのかなと思いますけれども、ただ、そうしたときには施設の利用者は減額、減免して、実質的に駐車場料金は無料にするというのが当然ではないかと思うわけです。そういったことも頭にあって提案されたというか、将来的なことを展望されて仕様書に書き込んだのかどうか、その点だけ最後に伺わせていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、駐車場のことですね。先ほどの繰り返しになりますが、私ども、所在している海老名市の状況、三市でやっている部分はございますけれども、海老名市の状況を踏まえて、有料化が進む市もあるという情勢を踏まえて、今後、うちも駐車場がある以上は、検討ということは考えられるのかなという形で仕様書に記載したものでございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。上田議員。

◎（上田博之君） ただいま駐車場の有料化の問題を含めて質疑をさせていただきました。高座のプールは、構成三市の市民が利用する場合、車で来る方がほとんどではないでしょうか。そのような施設利用者に新たな負担を課すことを想定した仕様書に基づいて応募がなされたこと、なおかつ、この有料化に対応できることを記した企業体のほうが審査の過程で高く評価されて選定されたという事実の上では、この議案に賛成することはできません。以上、簡単ですが、反対の討論といたします。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは次に、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（吉田義人君） 挙手多数であります。よって、議案第9号 指定管理者

の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第10号 訴えの提起についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、議案第10号 訴えの提起についてご説明させていただきます。

議案書の9ページをお開きいただけますでしょうか。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。

そして、10ページをご覧ください。控訴に係る事項でございます。

まず、2の当事者をご覧くださいませでしょうか。控訴人となるべき者、こちらが当組合でございます。被控訴人となるべき者が相手方の敦賀市でございます。

3、控訴の趣旨でございます。(1)原判決中、控訴人、当組合ですが、その敗訴部分を取り消す。この敗訴部分といいますのは、一審の際、一般廃棄物の処理を委託した場合、その責任の一定程度は、排出自治体、こちら高座になります、高座のほうも一定程度責任を負うことが相当であるという趣旨の判決でございました。この部分につきまして、私どもは一審で一貫して、敦賀市の請求には法的根拠がないというふうな主張をしてきたことですので、この敗訴部分を取り消していただきたいことを求めるものでございます。

(2)被控訴人の請求を棄却する。敦賀市が、一審の判決を不服とされまして、同様の提起内容、同様に控訴を請求していらっしゃいますので、私どもは、今ご説明したとおり、敦賀市さんの請求には法的根拠がないと主張しますので、これの全てを否定させていただきます。つまり敦賀市の請求の棄却を求めたいというものでございます。

(3)控訴費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。今回の裁判につきましては敦賀市さんの提訴から始まった裁判でございます。かかりました経費につきましては敦賀市で負担をしていただくように求めるものでございます。

4、控訴審裁判所は名古屋高等裁判所金沢支部でございます。

5でございます。本件に関する取扱いは弁護士に委任をさせていただきます。

なお、事件の概要、また、今までの裁判の経過、一審の判決内容につきまして

は、11ページ、12ページのほうに参考資料として記載してございますので、ご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁でございますが、よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（吉田義人君） 挙手全員です。よって、議案第10号 訴えの提起については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第11号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹君） それでは、議案第11号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額につきましてご説明いたします。5款繰越金1項繰越金1億5,637万2,000円の増、8款財産収入1項財産売払収入17万1,000円の増で、歳入合計は1億5,654万3,000円の増でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。2款総務費773万3,000円の減、4款衛生費820万6,000円の減、8款予備費1億7,248万2,000円の増でございます。歳出合計は1億5,654万3,000円の増でございます。

次に4ページ、第2表 繰越明許費でございます。これは、一般廃棄物収集員、いわゆるパッカー車の運転手などの休憩所及び女性用の場外トイレ等設置工事において年度内完了が見込めないため、設定するものでございます。翌年度繰越額は1,534万1,000円でございます。

次に、第3表 債務負担行為補正、1、追加でございます。これは、屋内温水プール及び本郷老人福祉センター、いわゆる本郷荘の指定管理期間が今年度末をもって終了することから、新たな指定管理者を公募し、指定管理を行うことから債務負担行為を追加するものでございます。指定管理期間は令和4年度から8年度までの5年間、限度額は6億4,150万9,000円でございます。

次に5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1の総括の説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページでございます。2、歳入となります。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金1億5,637万2,000円の増は、令和2年度決算に基づく純繰越金でございます。

8款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入17万1,000円は、本郷ふれあい公園の一部を県道22号線の拡幅に伴い、当組合の所有地でございます本郷ふれあい公園の一部を神奈川県に売却する不動産売払代でございます。

次に、10ページ、11ページでございます。3、歳出となります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費773万3,000円の減でございます。職員の人事異動及び人事院勧告等に伴います給料及び職員手当、共済組合負担金の減などでございます。

続いて、12ページ、13ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費は926万6,000円の減でございます。これも同じく職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う給料及び職員手当、共済費の減となります。

2目塵芥処理費106万円の増は、場外トイレ等設置工事に伴う工事請負費の増となります。

14ページ、15ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費1億

7,248万2,000円の増は、歳出の差引額を明記させていただいたものでございます。

16ページからは給与費明細書を添付してございますので、後ほどご高覧いただければと思います。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げて、説明とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。佐々木議員。

◎（佐々木 弘君） 議案第11号、一般会計補正予算（第1号）に対して反対の立場で討論をします。

今回の補正予算は、場外トイレ等設置工事その他、必要な予算措置として理解します。しかしながら、以下2つの問題点があります。

まず1点目としては、人事院勧告等を踏まえた組合職員の期末手当の引下げに伴う措置が含まれている点です。日々職務に励む職員の処遇を引き下げることには、職員の士気に関わる問題が生じるおそれがあります。また、公務員の処遇を切り下げるとは、公務員に準拠する各種制度、また、民間企業への引下げ圧力による波及が生じてしまうこと、それがひいては地域経済、また日本経済全体に悪影響が生じることが懸念されます。

また、2点目として、今後の屋内温水プール等の駐車場有料化につながる側面を持つ指定管理者指定に伴う債務負担行為補正も含まれており、さきの議案でも述べられていましたけれども、この点も認めることはできません。以上の2点の問題点から、当補正予算に対し反対いたします。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人君) 次に、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(吉田義人君) 挙手多数であります。よって、議案第11号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後3時10分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和3年12月23日

高座清掃施設組合議会議長 吉田義人

高座清掃施設組合議会署名議員 沖本浩二

高座清掃施設組合議会署名議員 市川洋一